

鳥取県結核対策プランの改正概要

《目標指標値》…P3 第三2

- ・平成34年における『罹患率』を、国の目標値も踏まえ、低まん延国の基準である『10以下』とする。

(平成27年：15.7、平成28年：11.6／現目標値(平成27年)：13以下)

- * 罹患率：「結核患者として新規に登録された者」の人口10万人当たりの数

《主な改正内容》

これまでの対策を継続しつつ、次の事項を重点的に実施する。

(1) 低まん延国化に向けた対応…P6 第六1(1)(5), 2、P7第六3(2)

- ・将来の結核患者を減らすため、潜在性結核感染症の者に対しても確実に治療を行っていく。
 - * 潜在性結核感染症：結核菌に感染しているが発症していない状態
- ・結核患者の減少や高齢化などの状況を踏まえた入院医療体制の確保に努める。

[従来：結核入院病床 21床 → 見直し後：16床（県立中央病院10床＋鳥大病院6床）＋結核患者収容モデル病室 6床＝22床]
- * 結核患者収容モデル病室：高度な合併症等を有する結核患者の治療基準を策定するため、結核治療が可能な一般病床等を厚生労働省が指定するもの。

(2) 直接服薬確認（DOTS）の推進…P7 第六2(2)

- ・直接服薬確認（DOTS）の実施状況等を検討する「DOTSカンファレンス」や、患者が治療を完遂したかどうかや患者支援の内容を評価する「コホート検討会」を充実していく。

(3) 県と鳥取市との結核対策の取り組みに係る調整等…P10 第十4

- ・県と鳥取市は、連携協約に基づき相互に連携し、東部地区における結核対策を本プランにより取り組んでいく。
- ・県と鳥取市は、県・市連携協議会における福祉保健部会において、結核対策に係る課題の整理、検討・調整等を行うとともに、県及び鳥取市の結核担当者によるワーキンググループにより情報交換等を行い、結核対策の維持・向上を図っていく。